

新たな地域コミュニティ支援事業概要（中間支援組織の活用）

◆事業目的

新たな地域コミュニティ支援事業は、新たな市政改革の柱の一つである、大きな公共を担う活力ある地域社会づくりに向けて、中間支援組織を活用して、地域活動協議会の自律運営にかかる積極的支援等を行うことにより、市政改革プラン、豊かな地域社会の形成に向けた区政運営基本方針における大きな公共を担う活力ある地域社会づくりを実現することを本業務委託の目的とする。

◆実施体制

(1) 城東区まちづくりセンターの設置

「城東区まちづくりセンター」を城東区役所内に設置し、平成 29 年 4 月 1 日から「アドバイザー」及び「地域まちづくり支援員」を配置する。

細目については、以下ア～キのとおりとする。

ア 開設場所は、城東区役所が提供する区役所庁舎 3 階とし、平成 29 年 4 月 1 日からの開所日は週 5 日とする。(開所時間は午前 9 時～午後 5 時 30 分まで。ただし土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)を除く。)

イ 「地域まちづくり支援員」等は、「城東区まちづくりセンター」に 1 名以上を常駐させ、地域団体等からの相談等に応じることのできる体制を整えること。

ウ 「地域まちづくり支援員」は、ファシリテート及びコーディネートの手法、会議等運営の知識やノウハウを有している者を従事させ、地域が円滑に自律運営を行えるよう支援すること。

エ 「地域まちづくり支援員」は、受託者において、地域活動の実績を有し、地域活動に理解が深い者を積極的に配置したうえで、常に地域団体等と連携連絡を行えるよう配慮すること。

当該業務委託における「地域まちづくり支援員」は、その業務において市民に接することが多いため、受託者における、「地域まちづくり支援員」の採用や配置等に際しては、事前に区役所と十分協議し、よく調整を行うこと。

オ 受託者は、「地域まちづくり支援員」を総括し、かつ助言・指導を行うため、「城東区まちづくりセンター」に「アドバイザー」を配置する。また、「アドバイザー」は必要に応じ、区役所や地域団体等の相談にも応じること。

カ できるだけ多くの支援ができるよう、区役所と連携をとりながら広報に努めること。

キ 「アドバイザー」及び「地域まちづくり支援員」に対し、受託者は必要な研修を行うものとする。

(2) 城東区まちづくりセンターにおける組織体制

ア 業務責任者等の設置と業務体制の確立

受託者は、次のとおり、事務責任者及び「城東区まちづくりセンター」における業務責任者(アドバイザーの兼務可)・アドバイザー及び地域まちづくり支援員をもって業務体制を組織する。

(ア)事務責任者

(イ)現場(「城東区まちづくりセンター」)の体制

- ・業務責任者(アドバイザーとの兼務可)
- ・アドバイザー(業務責任者との兼務可)
- ・地域まちづくり支援員

◆具体的な業務内容

上記目的を達成するために、以下の業務を行う。

別紙1－1「地域活動協議会のめざす姿」の状態の実現に向け、別紙1－2「自律的運営に向けた地域活動協議会の取組（イメージ）」が行われるよう支援すること。

また、地域においては様々な課題や資源等地域の実情があるが、この城東区における地域活動協議会の自律運営支援にあっては、城東区の課題・実情等を念頭に置きながら、業務を行うものとする。

（1）地域活動協議会の自律運営にかかる積極的支援

積極的に校区等地域に出向き、さまざまな市民活動団体が幅広く参画し、開かれた組織運営と会計の透明性を確保しながら地域課題に取り組む、地域活動協議会の自律的な地域運営に向け、以下の支援を行う。また、地域の実情に応じて、区役所職員と連携して支援を行うこと。

なお、自律運営にかかる支援については、別紙1－1「地域活動協議会の目指す姿」、別紙1－2「自律的運営に向けた地域活動協議会の取組（イメージ）」を参考とすること。

- ア 若い世代など幅広い市民参画の促進、地域における担い手育成や人材育成への助言・指導
- イ 幅広い世代の住民の地域活動への参加・参画を促すため、事業の効果的な実施を支援
- ウ 多様な地域活動との連携・協働に向けたネットワークづくりへの助言・指導
- エ 自主財源の獲得に向けた情報提供や申請等手続きの助言・指導
- オ 地域活動協議会が行政の委託事業を受託するためや地域課題をビジネス手法で解決するための助言・指導

（ア）行政からの委託事業を受託するための支援

（イ）コミュニティ・ビジネス及びソーシャル・ビジネスの促進に向けた支援

力 地域活動協議会の事務局機能充実に向けた支援や、開かれた組織運営、会計等の透明性確保に向けた助言・指導

（ア）会計事務支援

（イ）事業実施支援

（ウ）会議の開催支援

（エ）地域の情報発信に係る指導及び助言等の支援

（オ）その他、団体組織運営において必要な事柄の支援

キ N P O等法人化に向けた情報提供や申請手続きの助言・指導

ク 区内の地域活動協議会等の情報交換や連携の促進

◆本業務における具体的な成果目標

（1）別紙1－2「自律的運営に向けた地域活動協議会の取組（イメージ）」

城東区内各地域活動協議会について、ステージ1の項目を全て達成の他、ステージ2の各項目のうち11項目を達成

（2）本市が実施する利用者アンケート調査（様式4）

項目	目標値
校区等地域において、様々な活動主体が協働し、その話し合いのもと合意を形成し自ら地域課題の解決に取り組むなど、地域が自律的に運営されていると感じている割合	50%以上

中間支援組織が、新たな担い手育成のため「城東区ボランティア・市民活動センター（仮称）」と連携・協働するなどし、効果的に行っていると感じている割合	50%以上
地域活動協議会が課題やニーズに応じて中間支援組織から支援を受けていると感じている割合	50%以上

◆委託期間：平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

中間支援組織イメージ図

中間支援組織のイメージ図

